

PLaMo ライセンス契約

第1条 (定義)

- (1) 「本契約」とは、PLaMo ライセンス契約を意味する。
- (2) 「PFN」とは、株式会社 Preferred Networks を意味する。
- (3) 「さくら」とは、さくらインターネット株式会社を意味する。
- (4) 「本モデル」とは、「PLaMo 2.0-31B Instructed モデル」及び「PLaMo 2.1-31B Instructed モデル」という名称のモデルコード、学習スクリプト、Tokenizer、事前学習済み、推論環境及びこれらに付随して PFN が提供するものを意味する。
- (5) 「さくらのサービス」とは、さくらが実施する国産生成 AI プラットフォーム事業「さくらの AI Engine」のことを意味する。
- (6) 「ユーザー」とは、さくらのサービスを利用して本モデルを利用する法人又は団体を意味する。
- (7) 「本ライセンス」とは、PFN から許諾を得たさくらが、ユーザーに対し、本契約に基づき本モデルを利用することを再許諾することを意味する。
- (8) 「生成物」とは、本モデルの出力結果を意味する。
- (9) 「本モデル等」とは、本モデル及び生成物の総称を意味する。

第2条 (本ライセンス)

1. さくらは、ユーザーが本契約に同意しかつ本契約を遵守することを条件に、ユーザーに対して、本モデルを本契約に定める条件及び範囲内で利用することを許諾する。
2. 本ライセンスは非独占、世界的、取消可能、再許諾不可及び譲渡不可とする。
3. ユーザーは、さくらのサービスの範囲に限り、本モデル等を利用することができる。
4. ユーザーは、商業目的又は非商業目的を問わず、いかなる目的でも、本モデルを第三者に提供すること又は第三者に使用させることはできない。

第3条 (生成物)

1. ユーザーは、生成物を、本モデルの生成物であることを明示することを条件に、公表することができる。
2. ユーザーは、生成物を、他の大規模言語モデル(本モデルを除く。)の開発、学習又は改善のために使用してはならない。

第4条 (その他利用条件)

ユーザーは、本モデル等の利用に関して、以下に定める行為をしてはならない。

- (1) 本モデルをファインチューニング、量子化による小型化、コード編集又はパラメータ調整等をする行為

- (2) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (3) PFN 又は第三者の権利又は利益を侵害する行為
- (4) PFN 又は第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) PFN 又は第三者に経済的損害を与える行為
- (6) 脅迫、人種差別又は誹謗中傷をする行為
- (7) 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第 2 条第 1 項に定義される個人情報を意味する。）及び要配慮個人情報（同法に定義される要配慮個人情報を意味する。）を入力する行為
- (8) 他のユーザーに対するストーキング行為、嫌がらせ行為、荒らし行為、晒し行為
- (9) コンピューターウイルス、不正行為を行うソフトウェア、自動ソフトウェア若しくはボット、又は有害なプログラムを開発、助長又は使用する行為
- (10) 自殺、自傷行為、暴力、薬物乱用等を誘発・助長するおそれのある言動その他表現行為
- (11) 虚偽の情報を発信する行為
- (12) 生成物が PFN の公式見解等であるものという錯誤を生む情報を流布する行為
- (13) 生成物を唯一の情報源として又は専門家のアドバイスの代替として使用又は依拠する行為
- (14) 車両の運転又は自動運転に利用する行為
- (15) 犯罪行為又はこれを予告、関与、助長その他これらに関連する行為
- (16) マネーロンダリングに係る行為
- (17) 反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
- (18) 猥褻な情報又は青少年の人格形成等に有害な情報を発信する行為
- (19) 政治活動これらに類似する活動に利用する行為
- (20) さくらが提供するインターフェース以外の方法で本モデルを取得する行為
- (21) 上記の他、PFN 又はさくらが不適切と合理的に判断する行為

第 5 条（保証の否認）

本モデル等は、「現状有姿」で提供され、PFN 及びさくらは、これらに対して、正確性、真実性、商品性、品質、性能、特定目的への適合性、権利の非侵害など一切の保証をしない。ユーザーは、本モデル等を使用することの適切性を自ら判断するものとし、本モデル等の使用及びその結果に関して全ての責任を負う。